

役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 本規程は、社会福祉法人PEKO SMILE（以下「当法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき選任される理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき選任される者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金（ただし、次号に定める費用を除く。）であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費（実費）をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員及び評議員の報酬等)

第3条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 常勤の理事に対しては、報酬及び通勤手当を支給し、金額は次のとおりとする。ただし当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては報酬等を支給しない。
 - (1) 報酬は別表2に定める1人当たりの月額範囲内とし、具体的な金額は理事会が決定する。
 - (2) 新規施設の開設準備等により特別な業務が発生した場合は、別表2に定める報酬に加え、別表2に定める特別業務に係る報酬の1人当たりの月額範囲内で報酬を支給するものとし、具体的な金額は理事会が決定する。
 - (3) 交通費については、日当に含む。
 - (4) 退職金の支給については支給しない。ただし、法人の職員である理事については給与規程に準じる。
- 4 非常勤役員に対する報酬は、別表3に定める額とする。
- 5 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第4条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(支給の方法)

- 第5条 常勤役員の報酬等及び費用(旅費を除く。)は、毎月25日に支払うものとする。
なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、理事会又は評議員会の出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

(支給の形態)

- 第6条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

- 第7条 当法人は、本規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第8条 本規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

- 第9条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

- 本規程は、令和6年6月21日から施行する。

別表1（評議員の報酬）

	日額
評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

別表2（常勤の理事の報酬）

役職	報酬月額（1名あたり）	年間総額（合計）
報酬	200,000 円	2,400,000 円
特別業務に係る報酬	200,000 円	2,400,000 円

別表3（非常勤役員の報酬）

（1）理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

（2）監事

	日額
監事監査等への出席	5,000 円
理事会、評議員会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円